

(訂正後)

第20条 第18条第2項第1号に規定する防災備蓄倉庫（同項第2号及び第3号の規定により設置された防災備蓄倉庫を含む。以下同じ。）を設置した開発事業者は、飲料水、食料、携帯トイレ等を備蓄した上で、別記第8号様式による（防災備蓄倉庫・地域防災備蓄倉庫・避難場所）設置届（以下「設置届」という。）により区長に届け出るものとする。

(訂正前)

第20条 第18条第2項第1号に規定する防災備蓄倉庫（同項第6号及び同条第4項第1号の規定により整備された防災備蓄倉庫を含む。以下同じ。）を設置した開発事業者は、飲料水、食料、携帯トイレ等を備蓄した上で、別記第8号様式による（防災備蓄倉庫・地域防災備蓄倉庫・避難場所）設置届（以下「設置届」という。）により区長に届け出るものとする。